

労働条件通知書

雇用期間	① 期間の定めなし 2 年 月 日～ 年 月 日まで
勤務場所	活動拠点：武雄市北方町大字志久 1759
仕事の内容	防災減災活動支援・被災者生活再建支援
勤務時間等	8 時 00 分から 18 時 00 分迄の間の 8 時間（うち休憩時間 60 分）
休 日	毎週木曜日 ほかに 平日 1 日
所定外労働	1 所定外労働をさせることが（有 / ①無） →（災害発生時には有り） 2 休日労働をさせることが（②有 / 無） →（代休に振り替え）
休 暇	年末年始（12 月 29 日～1 月 5 日） お盆（8 月 13～15 日）
賃 金	③ 基本給 月給（180,000 円） 2 諸手当 イ（ 手当 円） ロ（ 手当 円） ハ（ 手当 円） ニ（ 手当 円） 3 所定外労働等に対する割増率 イ 所定外 a 法定超（125%） b 所定超（125%） ロ 休日 a 法定（100%） b 法定外（135%） ハ 深夜（ %） 4 賃金締切日（毎月 末 日） 5 賃金支払日（毎月 末 日） 6 賃金の支払方法（銀行振り込み） 7 賃金支払時の控除 →（社会保険料・国民年金保険料・雇用保険） 8 昇給（④有 / 無） →（ ） 9 賞与（有 / ⑤無） →（ ） 10 退職金（有 / ⑥無） →（ ）
退職に関する事項	1 定年制（有（ 歳）、⑦無） 2 自己都合退職の手続（退職する 60 日前迄に届け出ること） 3 解雇の事由及び手続（就業規則の通り） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
その他	

- ・本人は就業規則等に定める諸規則を遵守し、誠実に職責を遂行すること。
- ・その他、疑義が生じた場合には労働法令に従う。